

埴町監査委員告示第 1 号

議会からの監査請求に基づく監査結果の公表について

地方自治法第 98 条 2 項の規定に基づき、埴町議会から請求のあった監査を実施したので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定により下記のとおり監査結果を公表する。

平成 29 年 9 月 29 日

埴町監査委員 石川 昭彦

同 小峰 由久



記

第 1 議会からの請求

1 請求日

平成 29 年 9 月 14 日

2 監査請求内容（請求原文）

「平成 28 年度下水道受益者負担金の不納欠損処理に関する事項」

- ・町長が公職にある者の受益者負担金を不納欠損と判断した具体的理由は何か
- ・町長が公職にある現職議員と知りながら今後も徴収の見込みがたたないため徴収を諦めた理由は何か。また理由は正当か。
- ・公職にある者を不納欠損処分に至るまでの対応は適当か。事務手続きは適正か。

第 2 監査の実施

1 監査期間

平成 29 年 9 月 19 日から平成 29 年 9 月 28 日まで

2 監査の方法

当該受益者負担金徴収関係書類及び不納欠損処理関係書類等の提出を求め閲覧精査、また担当部門からの聴取等必要と思われる監査手続きを用い、その正確性と合法性を検証した。

（関係法令等） 地方自治法 地方税法 民法 都市計画法 埴町下水道受益者負担  
および分担に関する条例 埴町財務規則 判例、裁判例 その他

3 監査の着眼点

平成 28 年度下水道事業受益者負担金不納欠損処理に関する事務取扱の適正性。

なお、本件監査に際し監査請求内容における「公職にある者」、「公職にある現職議員」に関しては法令上および事務取扱上において特に考慮すべき事項、条件ではないと判断した。

### 第3 監査結果および意見

平成28年度に以下の3件(3名分)について下水道事業受益者負担金の不納欠損処理が為された。

#### 【不納欠損処理の明細と経緯】

受益者	A	B	C
地域の供用開始	平成15年	平成16年	平成17年
負担金賦課日	18年6月30日	17年8月1日	17年8月1日
督促日	(不明)	18年2月14日	18年2月14日
督促納期限	19年3月31日	18年2月23日	18年2月23日
<u>消滅時効成立</u>	<u>24年3月30日</u>	<u>23年2月22日</u>	<u>23年2月22日</u>
不納欠損処理	29年3月30日	29年3月30日	29年3月30日
不納欠損額	466,000円	183,000円	346,000円

公法上の債権は時効の停止及び中断事由が生じない限り、5年で時効が完成することとなる。また、その後は納付義務者が時効が完成したことを主張する(援用)と否にかかわらず徴収することはできないし、納付義務者も納付することはできない。つまり地方公共団体の徴収権、債務者の納付義務は時効期間の経過によって絶対的に消滅することになる。

よって本件の場合、債務承認等の時効中断措置が為されずに5年の時効期間が既に経過しているため、消滅時効が成立し債権が消滅していることは明白である。

次に、時効や執行停止処分により地方公共団体の債権が消滅した場合にはその滞納分を調定から差し引く事後手続きが必要となり、この会計上の内部処理が「不納欠損処理」である。この処理を怠ると請求権が消滅しているにも拘わらず滞納分の債権として調定に残ってしまうことになるし、平成29年度よりスタートした公会計制度においても貸借対照表上に消滅した債権を資産として計上することになってしまう。

不納欠損処理を行うには長の承認を要するとされているが、長の承認の有無にかかわらず時効により消滅した債権は無効である。また不納欠損処理が行われていない場合であっても既に消滅した債権を誤って徴収すれば不当利得となり、誤納金として還付する義務が生じる。

以上の根拠に基づき監査請求に対する監査結果は下記のとおりである。

「町長が不納欠損と判断した具体的理由」

不納欠損処理は長の判断によるものではなく、債権の消滅に伴い長の承認を得て行う会計上の内部事務手続である。従って恣意的、意図的理由が働く余地はない。

「徴収の見込みが立たないため徴収を諦めた理由」「理由は正当か」

時効により徴収権（債権）が既に消滅しているのに、諦める云々とは関係なく当然に徴収は不可能な状況であった。

「不納欠損処分に至るまでの対応は適当か」「事務手続きは適正か」

今般不納欠損処理を実行した事務そのものについては遅れ馳せではあるが特に問題ないと判断される。

しかしながらこれまでの経緯を見ると、督促納期限後に時効中断対策や強制徴収手続きが為されないまま消滅時効に至ってしまった事、更にその後の不納欠損処理も為されずに著しく遅延し28年度までずれ込んだ事、これらの取扱いは不適切と言わざるを得ず甚だ遺憾である。

#### 監査意見

公共下水道事業受益者負担金の徴収推進、債権管理については過去の決算審査、定期監査等において再三問題視し指摘・改善対象としてきたところである。

「受益者負担金」は住民（受益者）にとって負担の根拠等が解りにくい面があったし、通常の税債権等とは違い特殊で厄介なものとの誤認識が町側にも働いていたように見受けられる。また、制定条例もやや大まかで不完全であったことも否めない。このために滞納整理、債権管理にあたっては消極的で甘さと躊躇いが見られ、結果的に多数、多額の長期延滞債権を抱えることになった。

ここ数年は町側の対応により変化向上が見られ、滞納整理と並行して債務者単位で過去の経過や現状等の調査、請求の可否の検討を行うようになった。この結果少なくとも当該3件の債権については既に消滅時効により徴収権が失効していると判明したので不納欠損処理に至ったものである。なお、今後の調査の進展及び関係法令の解釈次第で更に処理対象債権が追加発生する懸念も否定できない。

住民の信頼維持および受益者の公平性確保のためにも、これを機に滞納整理促進と適正かつ厳正な事務執行に一段の努力を期待する。

以 上